

道路除雪業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、発注者大田市（以下、「発注者」という。）が、受注者に委託する道路除雪業務委託（以下、「業務委託」という。）に適用する。

(諸規程の遵守)

第2条 受注者は、業務委託の処理にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、「契約書」、「設計図書」、「島根県公共工事共通仕様書」等の諸規程を遵守し、円滑な執行を図らなければならない。

(業務委託の工種)

第3条 受注者が行う業務委託の工種は、次の各号とおりとする。

- 一 除雪工～道路上の積雪を除雪機械により路側に排除する作業の総称とし、新雪排除作業、拡幅作業、路面整正作業を示す。
- 二 除雪準備作業工～大田市及び県貸与の大型除雪機械による除雪作業時の安全確保を図ることを目的とするスノーポール設置・撤去作業(修繕)、及び通行制限看板設置・撤去作業とする。

(除雪作業目標)

第4条 除雪作業目標は、表-1に示すとおりとする。

表-1 車道

除雪路線区分	除雪目標
幹線 (2車線)	2車線幅員確保を原則とする 状況によっては1車線幅員確保の上必要な待避所を設ける。 異常降雪により交通不能となる場合があっても、概ね3日以内に確保する。
その他	1車線幅員確保の上必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪により交通不能となる場合があっても、概ね5日以内に確保する。

(除雪計画)

第5条 受注者は、契約後速やかに次の各号に示す内容を記載した除雪作業計画書を発注者に提出し、発注者の定めた監督員（以下、「監督員」という。）の承諾を得るものとする。また、除雪作業計画書の内容に変更を生じるときも同様とする。

- 一 平常時、豪雪時の作業班の構成（担当路線、機械配置計画等）
- 二 通常作業体制時及び緊急時における連絡体制表
- 三 オペレーターの氏名、運転免許証の番号及び免許の種類

(作業全般)

第6条 受注者は、監督員の指示に基づき、直ちに出勤して速やかに除雪を行い、交通を確保しなければならない。また、原則として除雪作業は日出から日没までとするが、交通安全上特にやむを得ないと判断される場合については監督員と協議し、早朝、日没以降等における作業を行うこととする。

2 受注者は、人家連担地において通常の除雪によることが不可能であると認められるときはあらかじめ監督員の承諾を得て受注者の所有する建設機械を出勤させ、速やかに運搬排雪を行い、道路の交通を確保するものとする。

3 受注者は、除雪作業を開始する前に、降雪状況等にあわせ作業の開始を監督員に連絡し、また、作業完了時にも監督員に連絡するものとする。

4 受注者は、現地の状況により本契約に係る除雪機械（以下、「除雪車」という。）のみでは交通確保ができないとき、または除雪車の故障等により除雪作業が不能となったとき、またはその他緊急の事態が発生したときには、速やかに監督員に連絡しその指示に従うこととする。

5 受注者は、大雪注意報発令時には発注者からの指示により準備体制（情報連絡員1名待機）をとり、発注者との連絡体制を強化するとともに、すみやかに除雪ができる体制をとることとする。

なお、体制解除後には待機状況の報告を発注者に行うものとする。

(除雪作業の安全管理)

第7条 作業中の安全管理及び交通整理については、次の各項によるものとする。

2 受注者は、作業区間の道路及び道路付属物について、事前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めなければならない。

3 受注者は、除雪作業中には助手又は作業誘導員（以下「誘導員」という。）を配置し、誘導員の誘導により作業の安全を図らなければならない。

4 除雪作業中の交通整理については、必要に応じ防護柵、バリケード、標識等を設け、誘導員を配置するなどして交通の安全を確保しなければならない。

5 受注者は、除雪車の後部の見えやすい箇所に「除雪作業中 接近注意」又は「凍結防止剤散布作業中 接近注意」等と表示した物を取り付け、通行人、通行車両等に除雪車の接近を知らせ、注意を喚起しなければならない。

(除雪準備作業について)

第8条 スノーポール・看板については三瓶消防横倉庫に保管してある市所有の物を使用する。

2 ポールの本数については除雪オペレーターと協議し決定すること。

3 設置したポールの本数を監督員に報告すること。

3 ポール修繕については軽微な修繕のみをし、復元不可能な場合については、監督職員に本数を報告する。

(作業日報等)

第9条 受注者は、発注者が指定する作業日報（様式-1）、及び作業前後、作業状況の写真を除雪作業を実施した日ごと（路線別除雪工実績報告書は月ごと）に作成のうえ発注者に提出し、監督員の確認を受けるものとする。

2 発注者は、必要に応じて現地検査を行うものとする。

3 受注者は、現地検査の結果不合格となり手直しを命じられたときは遅滞なく当該手直しを実施し、発注者の再検査を受けなければならない。

4 前項による稼働時間は支払の対象としない。

(事故の報告)

第10条 除雪作業中に事故を起こしたとき、あるいは第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

(疑義)

第11条 「設計書」、「仕様書」、「契約書」等に明記されていない事項、又は疑義の生じた事項については、双方協議により決定するものとする。